

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2002-157981(P2002-157981A)

【公開日】平成14年5月31日(2002.5.31)

【出願番号】特願2000-354221(P2000-354221)

【国際特許分類第7版】

H 01M 2/02

H 01M 10/40

【F I】

H 01M 2/02 K

H 01M 10/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月8日(2004.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極層、電解質層、負極層が積層された電池素子と、電池素子の表裏面を封止するラミネート体を備え、ラミネート体が、電池素子側から少なくとも接着層と金属層との積層体からなり、電池素子の表面側の金属層と裏面側の金属層は、異なる材料からなり、電池素子の表面側の金属層が、電子機器の筐体を兼ねることを特徴とする薄型二次電池。

【請求項2】

表面側の金属層が、凹形状を有し、電池素子が、凹形状の内側に配設されていることを特徴とする請求項1に記載の薄型二次電池。

【請求項3】

表面側の金属層が、アルミニウム、マグネシウム合金から選ばれる金属からなることを特徴とする請求項1又は2に記載の薄型二次電池。

【請求項4】

表面側の金属層が、圧延された板材をプレス成形することによって得られたものであることを特徴とする請求項1～3のいずれか1つに記載の薄型二次電池。

【請求項5】

裏面側の金属層が、アルミニウム、ステンレス、ニッケル又は銅から選択される金属からなることを特徴とする請求項1～4のいずれか1つに記載の薄型二次電池。

【請求項6】

表面側の金属層が、鋳造により得られた層であることを特徴とする請求項1～5のいずれか1つに記載の薄型二次電池。

【請求項7】

表面側の金属層の表面のみに保護フィルムが積層されていることを特徴とする請求項1～6のいずれか1つに記載の薄型二次電池。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 8 】

【課題を解決するための手段】

かくして、本発明によれば、正極層、電解質層、負極層が積層された電池素子と、電池素子の表裏面を封止するラミネート体を備え、ラミネート体が、電池素子側から少なくとも接着層と金属層との積層体からなり、電池素子の表面側の金属層と裏面側の金属層は、異なる材料からなり、電池素子の表面側の金属層が、電子機器の筐体を兼ねることを特徴とする薄型二次電池が提供される。